

基調講演

「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本の協力について」

ホアン・テェ・リエン ベトナム司法省次官

【司会（三澤）】 それでは、御講演を頂きたいと思います。初めにベトナム司法省次官のホアン・テェ・リエン氏に基調講演を頂きます。リエン次官、どうぞ前方にお越しください。

リエン次官は司法省法律研究所長などの要職を歴任された後、司法省次官に就任され、この2005年民法典制定事業にも深く関与されておられます。

本日は、「ベトナム2005年民法典制定過程におけるベトナムと日本における協力について」という演題で御講演を頂きます。通訳は大貫錦さんをお願いしてございます。なお、大貫さんには、リエン次官のレジユメの仮訳にも御協力いただいております。併せて御紹介申し上げます。

なお、リエン次官の御講演に関する御質問につきましては、15時45分より予定しております質疑応答の際にお受けいたしたいと存じます。

それでは、リエン次官、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【リエン】 御列席の皆様、こんにちは。

今回、ベトナム司法省の職員として来日しましたが、まず昨今の日本政府によるベトナム政府、ベトナム司法省に対する御尽力と御支援に対して、感謝の意を申し上げたいと思います。



日本政府のベトナム政府に対する御支援は、非常に効果的でありました。ベトナムの経済発展のための法律の基盤整備だけでなく、今後の日本とベトナムの協力関係にも大きな土台をつくっています。この協力はこれで10年になりますが、これまで三つの段階を経てきました。フェーズ1が1996年から1999年まで、フェーズ2が1999年から2002年まで、そして、フェーズ3、第3の段階が2002年から今日まで至っています。この10年間を総括し、私としては次のような評価ができるかと思えます。

まず、日本政府のベトナム政府に対する協力の対象が拡大されつつあります。最初は、ベトナム側のカウンターパートとしてはベトナム司法省に限られていましたが、その後、ベトナム最高人民裁判所、ベトナム最高人民検察院、そのほか幾つかのベトナムの大学も入るようになりました。協力の態様が豊富になり、また効果も上がってきています。

日本政府からは、ベトナム政府に対して司法職員研修の協力をさせていただきました。今日までに、ベトナムの法律家育成のために20回もの研修が行われました。短期間での研修に多くのベトナム職員が来日しました。また、同時に長期の奨学金も頂き、長期の育成なども職員が受けられるようになっていきます。我々の司法省だけで、名古屋大学で5人がいわゆる修士課程、一人が博士過程を卒業して帰国しました。

JICAの主催によるベトナムにおける日本法のコースも成功しています。このコースの第1期生として、今年10名が卒業することになります。この大学生は日本語を勉強してきた者ですが、このコースに入り、日本の先生の指導の下で、日本語により日本法を勉強しました。そして、今度新しく15名を受け入れて、ハノイにて同じく日本法のコースが開催されます。近いうちに多くの日本法に精通する人材が育成され、日本とベトナムの協力関係に寄与するチームができるようになるものと思います。

法曹を育成する国家司法学院についても日本からの支援を頂いております。今のところ、カリキュラムの枠組みがJICAの支援の下で成立されました。日本の法曹育成の経験がベトナムで活用されております。

立法分野の中でも、日本政府からベトナム政府に対して大きな支援をしてきました。正式の集計ではないですが、この10年間でいろいろな法律に関するワークショップが60回ほど主催され、重要な10の法令の制定のために寄与しました。例えば、民事訴訟法、破産法、仲裁国会令、弁護士に関する国会令、不動産登記法、判決執行法などが挙げられます。

一連の法令の中で、民法は協力の最大の象徴的存在といえます。日越両国の専門家が密接に連絡を取り合い、そして非常に効率の良い法案起草作業が行われた結果、民法が2005年6月に国会で成立し、今年の1月1日から施行されるようになりました。この新しい改正民法典は、1995年の民法典に代わるものとなります。

そもそも、この1995年の民法典の制定も、当時の森寫先生の非常な貢献があったからこそなし得たものです。1993年ころから、森寫先生がベトナムにいらして、貴重な御経験を教えて下さり、我々の民法制定に貢献していただきました。ただ、この民法典はその当時の社会背景に合わせて制定されたものですので、次第に新しい民法典の必要性が出てきました。当時のベトナムの社会は、今と比べると市場経済に対する認識がまだ不十分で、いわゆる計画経済の考え方もかなり残っていました。そのため、当時は新しい考え方は一定の部分でしか認められませんでした。ただし、そこに現れた新しい考え方は、2005年の民法典につながる基本的な前提となりました。

続きましては、改正民法典制定のため、日本の専門家からいただいた協力について、お話ししたいと思います。

改正民法典制定のためには、日本とベトナムとの間で共同研究会が設立されました。討論や意見交換を行い、お互いに説得し合って、共同研究会の統一の見解としてのコメントを民法典に反映させてきました。

共同研究会で検討した問題としては、まず、2005年民法典に取り入れるべき三つの大きな基本的な概念があります。

基本的概念のその1は、この民法典は、私法体系の基本法として、各主体の平等、自主、自己合意、自己責任負担の原則に基づく関係を規律しなければならないというものです。

これまでベトナムの法律では、いろいろな形態の取引を分けていました。例えば民法の隣に商法がありまして、商法の中に経済契約の規定も入っておりました。我々の意図は、今回

の改正により、そのようなすべての形態の取引を一つの基本的な法律の中に取り込むことにあります。この考え方はそんなに新しいものではなく、1995年民法の中でも言及されていたことですが、今回その考え方を民法典に入れられるように説得したのは、共同研究会の功勞として挙げられると思います。この考えが受け入れられることにより、2005年の商法の中の契約という章がなくなりました。また、2005年の民法の制定によって、いわゆる商業仲裁に関する国会令は効力がなくなりました。

二つ目の基本的概念というのは、各当事者の権利を尊重しなければならないということです。民事関係への国家の関与は最大限に制限しなければなりません。そこで、1995年民法にあった、行政及びその手続に関する規定の多くを削除しました。これにより民事取引がより開放的になり、市場経済のメカニズムにマッチするようになります。

3番目の基本的概念としては、長期的な安定を確保しつつ、国際化にもマッチするような民法典を制定することを目指しました。

以上が日越両方の統一的な見解としての三つの基本的概念であり、2005年民法を貫徹する考え方とされました。

次に、2番目の問題は、各当事者の民事取引の確立に対しては、その自由かつ自主的な約束が優先的に反映されなければならないということです。要するに当事者間の約束が法律の禁じているところに特に違反しなければ、つまり国民としては法律が禁じていないことであれば、民事取引においては何をしても大丈夫ということです。95年の民法典にも類似の規定はあったのですが、その規定は、法律が許しているのであればできるとなっていましたので、2005年民法典では原則が変更されました。

3番目の問題としては、民事関係の主体に関するところ です。

95年民法では四つの主体があります。伝統的な主体と残りの二つは特別な主体です。伝統的な主体としては個人と法人です。特別主体としては世帯と組合です。今回日本の専門家は、特別主体を削除し、個人と法人しか残すべきじゃないということを強く提案されたのですが、残念ながらベトナムは農業社会で、世帯というのは非常に伝統的な経済単位となっているので、2005年民法でも1995年の民法と同じように引き続きそのまま四つの主体を残しました。世帯と組合というのは非常に特殊性のある主体なので、世帯や組合の権利と義務、またはその財産の処分に関する詳しい規定が必要です。そこで、今回はそれらの点について詳しく規定しました。

4番目の問題としては、財産と所有権に関するところ です。

この点は、共同研究会の間でも、かなり激しい議論がされたところ です。日本の専門家としては、所有形態はいわゆる私人所有と共同所有の二つにするべきとの御意見のようでした。95年の民法の中には、七つの所有形態の規定が入っていましたが、この点もベトナムの所有に対する考え方を反映するものでした。確かに近代的な考え方を取り入れたいところですが、ベトナムの社会の実態を否定することもできないのです。そこで、七つの中の一つの所有形態だけですが、混合所有を撤廃し、混合所有を共有と合併することにしました。以前、全民所有というのがありましたが、その形態を国家所有の形態に変更し、よりこの所有の形

態の主体を明確化することになります。

この所有形態に関しては、新しい民法では2点が新しくなっています。まず、全民所有形態が国家所有形態に変更されたことです。私人所有、共有、政治組織、政治職業組織の所有形態などはそのまま維持されています。もう1点は、所有権の内容に関する規定により、すべての所有形態が同等に処遇されるようになったことです。

そして、所有権を公開するために登記制度を開始しなければなりません。今後、ベトナムは、不動産に関する登記の法律を制定、施行することになります。

5番目の問題として、契約の義務と民事債務履行の担保措置がありますが、これらに関しては、日本の専門家からいろいろなコメントがありました。

95年の民法では、いわゆる質権というのは、動産しか対象として扱っていませんでした。これに対し、抵当の場合の対象は、不動産という取り扱いになっていました。2005年民法では、この点を改め、抵当も質もいかなる財産に対してもできるようになります。基本的な違いというのは、対象財産の占有を移転するのか否かという点です。

保証は、いわゆる人的担保として位置づけられることとされました。第三者が個々の財産をもって担保するのではなくて、その人物自身が保証しなければなりません。従前の財産による保証行為というのは、第三者の財産による質又は抵当に変更されます。

違約罰というのは、以前のように担保措置ではなくなり、両方の合意に過ぎません。また2005年民法典では、財産の留置も担保措置としては規定せず、民事契約の履行編のところで規定するようになりました。

次に、民事契約に関するところですが、ここが最も2005年民法の思想が反映されているところです。日本の専門家の皆さんは、民事契約だけではなくて、契約全般として、いかなる場合でも使えるようにしたいというコメントだったのですが、やはり民法典ですので、契約はそのまま民事契約とされました。ただ、ベトナムでも民事という概念はかなり拡大されるようになり、今のベトナムにおける民事には商取引も入っています。この部分でも、各当事者の自由や、自主性を保障するために、政府の介入を定めた規定が撤廃されることになりました。

このような規定の仕方によって、民事取引はより開放的になります。民事取引の本質である自由、自主性などの原則が正しく反映されるようになります。

相続の部分に関しても、日本の専門家の皆さんのコメントに沿って、幾つか修正がありました。特に同時死亡の問題ですが、その中で、どちらが先に死んだのか特定できない場合には同時点に死亡したとみなされることになります。これによって相続による多くの問題を処理することができるようになります。遺産の価値を計算する際には、遺産の分割の時点における価値に基づいて遺産の価値を計算する方法を取り入れました。

そのほかにも両国の共同研究で統一的理解に至ったものもありましたが、国会の場で説得できなかったものもあります。例えば夫婦間の共同遺言の問題です。日本の専門家いわく、それぞれの財産はそれぞれの人の処分に任せるべきとのことでしたが、国会を説得できませんでした。もう一つの問題として、相続の熟慮期間が相続開始日から6か月という規定に関

しても、改めることができませんでした。

7番目の問題としては、土地使用権の移転に関するところ です。

先ほども申しましたように、民法典は民事関係の基本法ですので土地に関しても民事取引の部分のみ調整するべきであり、行政についてのすべての規定は土地法に移行しました。2005年民法典では土地使用権に関しては開放的であるべきとされ、例えば、土地使用権譲渡に関する土地の集中の統制の規定を撤廃しました。保証というのは人的担保ですので、土地使用権による保証というのを撤廃しました。また、土地使用者の権利行使条件に関しては規定せず、土地法に任せることになりました。以前の土地法では土地使用権の権利者は五つの権利しかなく、そのため、以前の民法では、それに沿って五つの権利についての契約しか規定していませんでしたが、2003年の土地法では、その権利が七つと拡大されたので、2005年民法典にも同じように七つの形態の契約を規定するようになりました。

知的所有権と技術移転に関するところですが、日本の専門家の皆さんは、この部分のすべての規定を全部民法典から分離し、別の法律、つまり知的所有権の法律や、技術移転の法律に規定するべきという意見でありました。ただ、我々としては、この知的所有権と技術移転にも民事取引としての性格があると認識しておりますので、この分野についても一般的な民事関係についてはそのまま民法典に維持します。現在、ベトナム国会では知的所有権に関する法律と技術移転に関する法律を制定している最中です。

外国的要素のある民事関係、涉外関係については、763条に、例えば民事上の無能力や、責任能力が制限されたものに関して規定されており、764条で、死亡した人や失踪した人の特定の規定があります。そのほか、767条、768条、777条で、相続開始、相続遺産の分割、相続遺産がない場合の国家の相続権に適用する法律、外国的要素を持つ民事関係に対する提訴とその時効が規定されております。

また、この第7編のいわゆる民事関係に適用する各規定は、狭義の民事関係に対して適用されるだけでなく、外国的要素を持つ経済、商業、労働、婚姻及び家族関係のすべてに適用されることになります。

2005年の民法制定について基本的なことをお話しましたが、実際はまだいろいろな問題があります。私は森嶋先生、野村先生とのお話の中で、民法典というのは、社会の発展の一段階を反映するものであると同時に、一つの国の国民の文化をも反映しているものだと感じております。ベトナムはまだ高い発展段階にはなく、また、これまでのベトナムなりの文化の蓄積もあるので、現時点では今のような形にしかできないのです。また、新しいことを浸透させるには、長い時間をかけて説得することが必要です。共同研究において統一的な見解に至ったことでも、国会の場で説得できない場合には、採用できないのはやむを得ません。

ベトナムにおいては、法律ができては足りず、いわゆる指導のための下級文書を制定しなければなりません。日本でいうと、内閣レベル、政府レベル、または各関係省庁並びに地方政府のレベルまでありますが、下級文書は、法律の意味をより明確にするためのもので、法律を解釈することと同等の役割があるわけです。法律の規定を実施するための指導文書とな

っているわけです。この法律以下の文書の制定の際に、日本の多くの専門家のコメントも活用できるようになると思います。

お手元には既に資料などがございますので、御覧になっていただければと思います。簡単ですけれども、報告を終わりたいと思います。

この場をお借りしまして、改めて本当に友好的に御協力いただきました日本の専門家の皆さんに対して感謝の意を述べるとともに、今後とも引き続き御支援、御協力のほどをお願い致しまして、私の発表を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

【司会(三澤)】 リエン次官、大変内容のあるお話を取りまとめて御講演いただき、本当にありがとうございました。

基調講演

「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」

森嶋昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長・名古屋大学名誉教授

【司会(三澤)】 それでは、次に名古屋大学名誉教授、財団法人地球環境戦略研究機関理事長でいらっしゃる森嶋昭夫先生から「ベトナム民法典の改正と日本の法整備支援」という演題で基調講演を行います。

ここに御参集の方は皆さん御存じかと思いますが、森嶋先生は日本の法整備支援の第一人者でおられ、ベトナム法整備支援の扉を開いた後、以後、ベトナム民法改正共同研究会の委員長として、正しくベトナムの民法改正支援を牽引してこられた方でいらっしゃいます。

では、森嶋先生、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【森嶋】 御紹介いただきました森嶋でございます。

今日はベトナム民法典の改正と日本のベトナムに対する法整備支援についてお話をさせていただきます。

先ほどリエン次官からお話ございましたように、本日、議題となっておりますのは、2005年民法典ですが、その前史といえるものとして1995年民法典がございますので、そこからお話をさせていただきたいと思います。

日本の法整備支援は96年から始まっておりますので、95年民法典が制定された後に法整備支援が始まっているのですが、先ほどリエン次官のお話にもありましたように、実は、



私自身はその前から、名古屋大学の関係で95年民法典の起草段階に関わらせていただいたわけです。私のレジюмеに2005年の民法典の改正と書きましたが、法形式的には、2005年民法典は改正ではなく新民法の制定であります。しかし、全体の構成も内容的も基本的には大きな変更はございません。ですから、95年民法と比較することによって初めて2005年民法典を理解す

ることができるという意味において、私はどこがどのように改正されたのかを明らかにするとの観点から、「改正」という言葉を使わせていただきました。

まず、95年民法典がどのように制定されたかということですが、80年からベトナムはいろいろな点で近代化といえますか、法整備をしようということで、最高裁判所や検察庁や司法省の最高幹部が集まったのですが、当時は全く世情が定まらずに、実際には何の作業もやっておりませんでした。そこで、86年のドイモイ政策から、社会的にも市場経済向けの法整備を始めなければならないことになったわけです。しかし、実際には、特に「法」という面で市場経済化が始まるのは90年代に入ってからであります。

民法の場合、92年になって初めて起草が始まるわけですが、当時はソ連が崩壊してロシア共和国ができ、そこで民法典づくりが始まって、それをベトナムやその他の旧社会主義国がまねるという形で法典づくりが始まったわけでありまして、ロシア共和国の民法典自身が色濃く社会主義を残しておりまして、完全な意味での市場経済的な民法典ではないという意味で、ベトナムの95年民法典もいろいろな点で計画経済的なものを残しております。

それよりもっと以前から、中国でも法整備の問題がありまして、日本の法律家は物好きですから、中国にも出掛けて行って議論をしています。そのころ、中国では民法と経済法とはどう違うのかという議論がありまして、我々は、経済法というのは金沢良雄先生がおやりになっていた独禁法などだとばかり思っていたのです。ところが、中国でいう経済法は全然違って、契約等のいわゆる取引に関する法なのだけれども、純然たる私法関係ではなく、行政の関わる計画経済の中に組み込まれた取引関係という意味であるらしいということが、お互いの食い違いの中で段々と分かってきました。ベトナムにおいても、そもそも我々が考えるような意味での平等な当事者間における自由な取引、自由な合意、そして私的で自由な所有権という概念を前提とした民法という概念が社会に根付いていない。そういうところで、95年民法典の起草が始まったのです。

リエン次官は当時、司法省法学研究所の所長でした。リエン次官を初めとする皆さんが集まって議論するのですが、そもそもそういう概念のないところで、しかも計画経済を色濃く残したロシア共和国の民法典を下敷きにして議論されるのです。しかも、中国でも同じでしたが、私たちがベトナム側の情報を十分に得ていない状態で、ベトナム側の皆さんがいろいろな疑問を、何の脈絡もなく「これをどう思うか」と言ってくるのです。私には全然バックグラウンドの知識がないのに、ポンと聞かれますから、先ほどの中国の経済法の話ではありませんが、お互いの前提が全く違って、ベトナム側から出てくる質問の意味がしっかり分からないまま答えるという状況でした。

実は、それはベトナム側も事情は同じで、何を聞いているのか自分たちでもよく分からないまま質問しているという状態でした。しかし、繰り返しやっているうちに、ベトナム側が私を信用するようになると、膝詰め談判になり、大臣が、ベトナムの内幕、例えば、「こういうことを共産党の幹部と議論すると、実は私は党の幹部から怒られるのだ。」というようなことも含めて、いろいろと話を下さし、実情が分かってきました。そうすると、単に法的概念を議論するだけではなく、その中で社会主義的発想と市場経済的発想とをどのようにし

て融合させていくかという問題が浮かび上がってきたのです。しかも、法的概念そのものがまだベトナムの法律家の中にはっきりと根付いていない状況で95年民法典を起草しなければならないという問題点が分かってきたのです。

しかも民法典の構成を見ると、普通、民法典には含まれない知的財産権や国際私法、運送契約、保険契約などがロシア共和国民法典には入っており、ベトナム民法典にも採り入れられており、通常の民法理論では整理できないわけです。また、ベトナムでは、土地所有権は基本的に国家の所有権です。先ほどのリエン次官のお話にもありましたが、国家の所有権のほか党の所有権、軍隊の所有権、在郷軍人の所有権などもあり、これらの所有権が法的にどのような意味を持つかではなく、そういう所有権を存在させないと、軍人の団体などが収まらないのです。ですから、これらの所有権が法的にどのような内容なのかではなく、そういう所有形態を認めなければならないという事情があって、七つも八つもの所有権が並ぶわけです。

それから、先ほど御説明がありました世帯についても、世帯や組合が法的に主体となることは構わないのですが、それではその主体がどうやって意思決定をするのか、どのようにして世帯の構成員となり、どのようにして脱退するのかについての法的構成が全然なされない中で、皆そうだからそうなるのだという形で、要するに社会主義的なものとベトナム古来の存在とが、近代的概念の名を借りて並んでいるわけで、しかも、それを説明している御本人たちもよく分からない。聞かれる方も、どういうコンテキストでその質問が出てくるのかがよく分からないのです。しかも、最終的に示されたベトナム語版の民法案第14稿について、当時は JICA による支援がなかったものですから、翻訳費が工面できず、私の方で名古屋大学の鮎京教授を通じて翻訳者を探してもらい、自分の金でなるべく安く、間違っていないからと言って翻訳を依頼しました。ですから、どこにどういう間違いがあるのか、向こうが理解できないでいるのか、翻訳が間違えているのか、私が間違えているのかが分からない状態でアドバイスをしていくという手探りの状態でやっていました。

そこで大体見当がついたのは、社会主義体制から市場経済に転換するときに、そのための法律をつくるには、基本的に所有、特に土地所有をどのように位置付けるのか、特に外資を導入するときに土地所有権をどのように位置付けるかが問題だということです。そこで、95年民法典では、すべての土地所有権は、人民委員会によって裁量的に認められること、いふならば人民委員会という党の機関が土地所有権を認可するにあたって自分たちの収入源とすることが定められたわけです。しかも、その権利の内容を公開しないのです。使用権の有無や内容を聞きに行こうものなら、幾らか持ってきた者だけに教えるやら、人によって判断が違ふやら、場合によって二重に使用権を認めるやら、正に行政のうまみ、別の言葉で言えばわいろの源泉ともなりかねない状況でした。そういう状態の中で、権利の体系としての民法典を定めようということでもあります。

それから、計画経済の中では、契約は計画に従って実行されなければいけませんから、契約を締結し執行しようとする者、すなわち代理人が、授与された代理権（権限）の範囲とは異なる行為をする、つまり表見代理行為をしたときに、善意の第三者が存在して表見代理の

効果が生じるとしたら、計画経済が計画どおりにいなくなるわけですね。そうすると、国と申しますか、党としては、相手方がどれほど善意であろうと、元々してはいけないことをするような者と取引したこと自体がよくないのであり、そのような第三者は保護に値しない、いわゆる市場経済での取引の動的安全性などは保護するに値しないと考えることになります。ですから、私が司法大臣と議論し、司法大臣にある程度理解していただいても、大臣が党に説明しますと、「お前はだれに向かって話をしているのか」と大臣が怒られて、「やっぱりだめだった」と言いながら戻ってこられるのです。そうすると、結局、表見代理の規定は採用されず、動的安全保護や善意者保護の規定は置かれなくなってしまうのです。

しかし、私は、ベトナム社会に自由な「取引」が存在せず、その一方で計画経済や「党」というものが存在することを考慮しても、外資を導入し、ベトナムが対外的にグローバリゼーションの荒波に洗われようとするときに、民法典や知的財産権などが整備されていないことによって生ずる不利益を考えれば、いろいろと問題が残っているにしても、やはり民法があった方がよいと考えました。そこで、リエン次官なども交えてお話をしながら、「ないよりあった方がいいじゃないか」、「はっきり定まっている方がいいじゃないか」と説明してきました。

それでも、私は、それほど早く国会が1995年民法の改正を決定すると思わなかったのですが、とにかく95年民法典ができました。しかし、2000年、国会は民法を改正することを決定したのです。そのとき、私は、実際にどのくらい改正するのかと伺ったのですが、司法省としては、95年民法典を制定したときの経験をお持ちですから、とてもとてもそれほどの大改正はできないが、やりながらいろいろと規定を動かしてみることでした。ちょうどそのころ、ベトナムがアメリカとの間でパテント等に関していろいろな交渉をする中で、ちょうど日本がやられたように、アメリカからどんどん叩かれていたのですが、対抗するための武器がないものだから、その武器を作らなければいけないということになりました。とにかく今ある武器の中で不備なものを少しでも良くしていかなければならず、民法もそのうちのひとつとして位置付けました。そして日本は96年に法整備支援を開始していました。JICAの法整備支援の開始に当たっては、法務省に協力してもらいました。このとき、ベトナムから日本に対し、法整備支援をしてほしい、その中で、対外的な荒波に耐えるところまでいくかどうかは分からないが、そういう能力をつけていきたいという希望があり、民法典も十分な改正にはならないかもしれないが、今、狙っているところを改正していこうとなりました。

その際、(支援第1期と第2期のころ)、私は、まずベトナム社会がどのように動いているのか、法をどのように受け止めているかを知ることが支援の前提となると考え、先ほどリエン次官がお話しし、このレジュメにも少し書いてあるように、例えば不動産使用権や取引等についての実態調査を、極めて小規模でありましたが、JICAの法制度整備の一環としてやりました。こういうことはワールドバンクやADBは絶対にしませんから、日本の法整備支援のユニークなところとしてやってまいったのです。

そして、2000年の国会の決定がなされた段階で、最初はそう簡単には動きませんでし

たが、学習院の野村教授などを始めとする約10人の民法学者でベトナム民法改正共同研究会を作りました。これもまた物好きな人達で、話を持ちかけると、皆さん、手弁当で大変熱心にやってくださいました。夜集まって、そのうちに、あれはいつからでしたか、テレビ会議システムを使ってハノイの現地の専門家と議論するようになって、ベトナムとは2時間の時差があるものですから、午後6時半ころから始めて、終わると10時過ぎ、それから更に話をしていると、JICAの事務所を出るのが11時ころになることもありました。先ほどリエン次官からもお話がありましたように、この会議で、ベトナム側からいろいろとあれはどうだ、これはどうだと疑問が出てくるわけです。リエン次官は、私たちからの提案に従って条文案を直したとおっしゃいましたが、結局、修正されなかった条文の方が多いのですが、確かに私たちから、こうしたらどうだ、ああしたらどうだといろいろと提案いたしました。ただし、私どもは、アメリカなど他のドナーのように、そちらの考えがおかしいからこうしろと言ったことは1回もありません。こういういろいろな考え方があり、その根拠はそれぞれこうであると、いろいろとオルタナティブな考え方を示すよう気を付けてきました。

常に我々が考えていたことは、社会主義国が市場経済体制に移るときに、一方でグローバリゼーションというものがあるものの、社会がそれを受け入れるときに摩擦が生じるかもしれない、それを民法という法律がどのように解決していけるのかということです。解決のための道具を選択するのは、我々でなくてベトナム側であるというスタンスを我々はとってきました。

そこで、先ほど木下さんがおっしゃいましたが、ワールドバンクが実施しているルール・オブ・ローなどのセミナーでは、ワールドバンクは自分たちが考える法、ルール・オブ・ローとはこういうものだと言ってくるので、私は常に、アメリカの考え方が民主主義のすべてではないと反論してきました。ワールドバンクにしるADBにしる、アメリカは常に自分たちの考えが正しいといって押し付けてくるのですが、何が正しいかは必ずしも明らかではない。アメリカの制度は、あれは一つの制度ではありますけれども、正しいかどうかというのは考え方だと思っています。そこで選択するのはその社会に属する人たちであって、私たちの制度をそちらも取り入れろというわけにはいかないのです。こういう考え方で、野村先生や皆さん方が、そろって一生懸命にメニューを用意してくださいました。

そして、結局、どういう点が改正されたのか、どういう点が変わったのかということは、この後、野村先生がお話されます。私の元々の持ち時間が35分ですが、15分遅れて始まったので、この辺りで終わりにしようとも思いますが、私からは少しだけお話いたします。

2005年のベトナム民法典は、基本的には、先ほどリエン次官がおっしゃったとおりです。例えば取引の自由は、かつては法律の許す範囲でのみ認められていて、言わば腰が引けていたのですが、それを取引の自由をより認める方向に変わってきたと感じます。

それから、所有権も1種類だけ減ったと言われましたが、所有そのものの規定が前よりはすっきりした感じがあります。それから、土地使用権に関し、行政規定や手続規定を土地法に移したこともあり、従来、民法の中に行政規定を私法規定が混在していたところを、行政規定が排除され、私法規定として大分すっきりしたと思います。

それから、債権の概念、契約の概念のところ、本来、95年民法典制定の際に国会に理解してもらい整理すべきだったところをあいまいなままに残してしまったものが、幾つかすっきりしました。95年民法典制定のとき、当時のグエン・ディン・ロック司法大臣と膝を突き合わせて議論したものの、結局、大臣が「やっぱりだめだった。おれは怒られた。」と言っていたものが、今になって息を吹き返したというのが幾つかあります。具体的にはこれから野村さんがお話されますので、この辺で野村さんにバトンタッチをいたします。

総じて言えば、社会主義国家における所有という概念がまだ残っています。しかし、これは先ほどリエン次官がおっしゃったように、ベトナムも一歩ずつ変わりつつあるということです。例えば善意者保護なども今のところ無理だけれども、いずれは市場経済における動的安全に関する規定も理解されるだろうと思います。少なくとも司法省の中ではかなりそういう価値観が支持されているように思われています。

では、あとは野村さん、各論をよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会（三澤）】 森嶋先生、大変ありがとうございました。

この10年間のベトナム民法改正支援の理念や方針について、大変分かりやすくお話していただきました上、時間配分までにお気遣いいただき、司会進行として心から御礼を申し上げます。

講演

「ベトナム民法典の主要な改正点」

野村豊弘 学習院大学法学部教授

【司会（三澤）】 では次に、野村豊弘先生から「ベトナム民法典の主要な改正点」という演題で御講演を頂きます。野村先生は学習院大学法学部教授でいらっしゃる、大変御多忙でいらっしゃいますが、森嶋先生と御一緒に長年にわたり、ベトナム民法改正共同研究会の委員として、日本側からベトナムに入って、様々な助言をしておられました。

本日は幅広い民法典の分野の中でも、特に債務編に焦点を当てて御説明いただきたいと思っております。

では、先生、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【野村】 学習院大学の野村でございます。物好きでお人好みなメンバーの1人でございます。

先ほどリエン次官、それから森嶋先生からも具体的な点についていろいろとお話がありましたので、なるべく重複しないようにお話ししたいと思います。最初に一般的なお話をし、その次にベトナム民法の主要な改正点ということで、先ほど森嶋先生のお話にありましたようにベトナム民法改正共同研究会は10人ほどでやっておりますが、その中でそれぞれが分担してコメントを書いたりしておりますので、主として私が担当したところから具体的な例を挙げてお話ししたいと思います。

この法整備支援が始まって当初は、特に民法典の内容に限定せずに、ベトナム司法省と現地ワークショップを実施してきました。そのうちに段々と民法典の改正素案について議論をし、徐々に具体的な改正の内容を固めていくという形でお手伝いをしてきました。先ほどロシア民法を模範にしていたというお話がありましたが、我々のように日本で民法、あるいは法学を学んできた者の考え方からすると、かなり驚くことが多くて、その点を一、二、最初に挙げておきたいと思います。



一つは、レジュメに西洋法における法の階層性と書きましたが、例えば日本では民法は私法の一般法とよく言うわけですが、商法と民法とでは、民法が一般法で商法は特別法であるという適用関係の優劣といえますか、そういう階層的な考え方は、法学部で学んだ人間にとってはごく常識的な事柄ですが、ベトナムには必ずしもそういった理解がないということです。また、民法は、日本でも制定後100年を超えていますが、その中にはかなり抽象的な規定も多く、それについては、法務省その他の省庁が所管している法律が規定し、その下位に政令や省令があり、細かなルールは下位の法規に委ねられていることが少なくありません。しかし、ベトナムでは、民法で細かな点まで規定していないと適用できないということがよく言われます。例えば日本の民法ですと710条で精神的損害についての慰謝料について規定されていますが、そこでは財産的損害を金銭で評価するというのでいいとして、精神的損害をどのようにして金銭で評価するのかについては規定されていません。ベトナムにも同じような条文がありますが、それを計算する方法が定められておらず、適用できないので、そのために下位の法令を作るということなのですね。ただ、下位の法令を作るといっても、民法全体について施行令のようなものを作るかという、必ずしもそうではなく、部分、部分でそれぞれ関係のある省庁、あるいは必要のある省庁がばらばらに作っていくので、体系が全く理解できないという形になっています。ですから、民法典だけではなくて、ほかの法令も含めて民法というものがどのようになっているかについて、なかなか我々も理解できなかったわけです。

もう一つは裁判所の役割です。ベトナムでは、立法の権限が国会にあるので、各条文の意味を明らかにする権限も国会にあり、裁判所はそれを適用するだけであるという考え方ですね。これも日本で現在行われていることとはかなり違うので、なるべく解釈の余地のないような明確な条文を作ろうという発想があるわけですが、実際には、お手元の日本語訳のとおり、抽象的な規定が少なくないのです。

レジュメでは、その次にベトナム司法省と国会と書きました。司法省の起草担当者との間では、数年間、ずっとワークショップを続けてきましたので、日本側メンバーの考えているところはベトナム司法省にはかなり理解されてきていると思いますし、現に草案にはかなりそれが取り入れられました。しかし、それが法律になるためには国会を通らなければならないのですから、最終的には法律として成立せず、元に戻ったものも少なくないわけでありませぬ。その一つは民事概念の維持であり、先ほど森嶋先生も触れられていましたが、ベトナム

民法典には民事契約と経済契約という区別があって、民事契約は民事裁判所、経済契約は経済裁判所と、異なる裁判所に管轄権があったのですが、今回は、それを廃止するという事です。今日、配られている資料では、「民事」という言葉がほとんど削除されていますが、ベトナム語の原文には全部残っているようで、例えば債務や、取引、契約といったものが、すべて「民事債務」「民事取引」「民事契約」となっているのですね。

これは結局、司法省としては、民法では、契約なら契約につき、私人間の契約一般を対象にするということを十分に理解しているものの、それが必ずしも国会の受け入れるところになっていないということだと思ふのです。

また1995年民法ですと285条というところに民事債務という定義規定があって、2ないしそれ以上の当事者間の民事債務の関係というものについて定義されていて、この中身についてはまた後でちょっと触れたいと思いますが、それを前提として、394条で民事上の権利義務関係を生じさせたり、あるいは消滅させたり、修正したりする合意が民事契約であるという定義規定になっていますが、これは今度の新しい民法典でも同じように維持されています。

それからもう一つ、その例としては、先ほど森脇先生も挙げられておりましたけれども、世帯という概念がありまして、2005年民法典の116条に定められており、これは法人ではないものの民法の中で法的主体と定義されているわけです。法人については別途規定があります。法人と並んで、世帯と組合にも法主体性を認めるわけです。そして、農地を農民に割り当てるとき、農地は国家の全人民所有になっていますので、その使用権というものを個人ではなく世帯に割り当てるという仕組みをとっているわけです。これは民法に規定があると同時に土地法にも規定があります。ところが、先ほど森脇先生もおっしゃっていましたが、世帯というものを法的主体として位置付けるのであれば、その構成員がどのようなものであるのか、構成員が変わったらどうなるのか、あるいは世帯の所有物を処分するときどのようにして意思決定をして、どのような契約を締結するのかといったことが定められていなくてはならないのですが、全く明らかになっていないわけでありまして。これも司法省では、こういう世帯というもの、それから組合というものに法主体性を認めないようにするという案だったようですが、最終的にはそのまま残されたとのこと。ただ、世帯については、新しい2005年民法典の109条や110条によってやや明確になったのではないかと考えております。以上がレジュメの「はじめに」というところです。

次に、ベトナム民法の主要な改正点として、民法全体について一言だけお話ししておきたいと思ふます。本年3月末に、ベトナム民法共同研究会の各担当者が、2005年民法典について、それぞれが担当する部分のコメントを出す予定になっておりまして、それがすべてそろえば全体についての評価が明らかになるわけですが、ここではごく一般的なお話をしておきたいと思ふのです。

もともとベトナム民法典というのは、行為規範的な色彩、あるいは倫理規範的な色彩がかなり強くて、日本の民法とはかなり違った点がございまして。

例えば137条に無効な民事取引の法的効果が定められているのですが、これは例えば錯

誤や詐欺による取引によって財産権が移動した場合にどのように処理するのかという規定なのです。1995年民法典では、詐欺をした者が財産を取得したときには、この民事上の効果として、国家がそれを没収するという規定が入っていましたが、2005年民法典137条からはこれが削除されることになりました。そういう意味では、行為規範的な、あるいは倫理規範的な側面がやや是正されているのではないかと考えております。

2005年民法典は、まず最初に民事法分野における基本法としての位置付けとして総則があり、その1章は民法典の任務と効力、2章は基本諸原則となっていて、1章が3条まで、それから2章は13条までですが、これが基本法としての位置付けというものをかなり明らかにしております。1995年民法典には前文というのがあったわけですが、今回はその前文がなくなって、その代わりに第1章が設けられたのだと思います。この章は民法典の任務と効力として、例えば1条は、日本語版ではこの「民法典の任務と調整範囲」となっておりますが、基本的な私人間の権利義務関係であることが読み取れるような条文になっております。

それから、これもリエン次官、あるいは森脇先生の講演の中でも触れられておりましたけれども、2番目は、知的財産権や技術移転関連の規定が民法から削除されて特別法に移されたことです。これは、ベルヌ条約やベトナムとアメリカとの間の貿易協定等を反映した内容になっており、中央大学の佐藤教授が中心に担当しているところであり、私は中身については門外漢ですので、省略したいと思います。

もう一つは、第7編で、海外的要素を持つ民事関係として、主として国際私法準拠法に関する規定がかなり整備されまして、これは学習院大学の神前教授が担当しているところでございます。

以上が全体的な話でありまして、次に個別的にどのような点が変わったのかについてお話しします。レジュメには債務法総則と書きましたが、ここでは民事債務の概念の明確化として、280条という民事債務の定義規定があります。先ほども少し触れましたが、従来、1995年民法では、債務は為す債務と為さざる債務の2つだけを定めていました。しかし、2005年民法の280条によると、与える債務というものも含まれることになり、かなり明確になったのではないかと思います。

2番目に債務不履行責任と不法行為責任の明確化ということです。債務編の最初のところに民事責任というものが出てきますが、債務不履行責任と不法行為責任とが必ずしも明確に分かれておりません。例えば、1995年民法の309条、これは2005年民法では308条になりますが、その第3項、これは債務不履行責任と不法行為責任との両方に適用される規定ですが、加害者の過失責任が推定されており、債務不履行責任のみならず不法行為責任についても、加害者は過失のないことを証明しない限り責任を免れないとなっております。ジェトロから刊行されている1995年民法典の解説書では、この過失の挙証責任が、先進性として高く評価されているのですが、不法行為といってもいろいろなタイプがありますので、デフォルト・ルールとして過失責任を推定してよいのかというのは、必ずしもそう単純な問題ではありません。そこで、私たちとしては、むしろ日本の民法と同じように、被害者

に過失を証明させるのをデフォルト・ルールとして、どうしても加害者に挙証責任を転換すべき問題については特別法に委ねる方がよいのではないかという意見を出しており、この点は、今回の民法典に取り入れられており、過失責任の推定規定が削られています。

それから、相続法は、これもリエン次官のお話にありましたが、同時死亡の場合の相続についての規定が入れられ、641条として新たに設けられたということでございます。同時死亡の場合、相互に相続しないということですから、日本の相続のルールと同じであります。ただ、御存じのように、日本では、同時死亡の推定規定は総則の中に入っていますが、ベトナム民法では相続のところに規定を置いているということでございます。

そして、遺産分割の制限に関する規定は686条ですが、このほか遺産分割後における相続人の出現、相続に関する訴権の時効に関する規定が置かれています。これらについてはレジュメで新設された条文を挙げておきましたが、以前よりかなり明確になったようでございます。詳しい内容は省略したいと思います。

債務編の総則や相続に関する具体的な改正点の主なものはこれらですが、先ほど申し上げましたように、ベトナム司法省には、我々の見解をかなり理解していただいて取り入れられたにもかかわらず、国会の意思として、それが立法化されるに至らなかったものもあります。森嶋先生が最後におっしゃっていたように、まだ不十分な点が課題として残されており、例えば、損害賠償責任を規定する307条第3項では、「他人の生命・健康・名誉・人格・威信の侵害によって」他人に損害を負わせた者は、「謝罪し公開の場で訂正するほか、被害者の精神的損害補てんのために一定の金銭を賠償しなければならない」とあり、謝罪や公開の場で訂正するといった、倫理規範的、あるいは行為規範的な色彩がかなり残っています。また、これは債務不履行というよりも不法行為の問題であろうと思うのですが、その区別が必ずしも十分ではないようです。

それから、この債務編の総則には、日本でいう契約の総則に関する規定も置かれています。それが第7節の民事契約という部分ですが、ここに、契約の履行についての規定といった、債務の総則と重複するような規定があります。次の18章が契約各論なので、日本側としては、むしろこれら契約総則の規定は18章に入れて、債務の総則の部分は他との重複を調整した方がよいのではないかという意見を申し上げていたところですが、これは必ずしも受け入れられていないということでございます。

また、法定相続と遺言相続との関係については、遺言によって相続人を指定するという考え方に立っておりまして、それも、指定によって個人だけではなく法人や組織も相続人になるという位置付けになっております。それでは、相続人は、債務をも負担するのかという点、その辺りが必ずしも明確ではありません。また、他方で、日本と同じように遺贈というものも認めておりまして、遺贈と相続との関係が必ずしも明確ではないと思われまます。

次の熟慮期間というのは相続放棄の期間ですが、これは642条で定められています。1995年民法典でも中身は同じですが、相続開始のときから6か月間となっております。日本の民法の話をしたときに、ベトナム側から3か月間というのは短いのではないかという御意見がありました。日本の場合は相続の開始を知ったときからだと御説明しました。ベ

トナムでは海外にいる人間も少なくないということで、相続開始を知らないときでも6か月間たってしまうと放棄できないので、莫大な借金があったようなときは困るのではないですかとの意見を申し上げたのですが、この規定はそのまま残っています。

それから、夫婦の共同遺言という、日本にはない規定がありまして、これも多少問題があるのではないかと日本側は考えているのですが、日本側の意見はなかなか取り入れられないところであります。

現在では、ベトナム民法を実体化する、実質化するということで、周辺の法律や、先ほど少し触れましたが、民法典の条文だけでは解決できないものについて、下位の法令を作る作業を行っているということです。そこで、今後は、ワールドバンクやADBによる支援との関係で、英米法系の法律がどんどん立法されていくようであり、民法典とそれらとの調整を十分考えなければならぬと、個人的には考えております。そういった新しい問題もあれば、2005年民法典にもかなり大きな問題点が残されていますので、今後も日本とベトナムとが共同研究を続けていく可能性は十分残されているのではないかと考えております。先日、リエン次官とお話する機会がありましたけれど、リエン次官も同じように考えていらっしゃるようでありました。

若干時間が残っておりますけれども、私の予定した話は以上ですので、これで終わりたいと思います。(拍手)

【司会(三澤)】 野村先生、どうもありがとうございました。ベトナム法の特徴について、日本法との比較を踏まえて御説明いただいた上、2005年ベトナム民法典の改正点につき御説明いただき、更に今後の課題についても非常に多くの情報を頂いたと思います。

質疑応答

【司会(三澤)】 それでは引き続き、質疑応答に入りたいと思います。

リエン次官はこの質疑応答のセッション終了後、いったん退席されますので、リエン次官に御質問がおありの方は、是非この機会を御利用ください。

では、御質問のある方は挙手の上、おっしゃってください。

【星野】 国際民商事法センターの学術評議員をしている星野と申します。

質問ではなく、コメントというか、私の簡単な感想を言わせていただきたいと思います。

今日は、大変興味深いお話で、感心しながら伺っておりました。ベトナム側の方と日本側の方の非常な御努力に大きな尊敬を払っております。

私はこのベトナムの1995年の民法典は先ほど謙遜されましたが、そう悪いものだったとは思っていません。ある意味では非常によくできたものだと思っております。ソ連民法をモデルにされたということですが、いい意味での社会主義的な要素も残っています。例えば自由より平等を重要視していることや、信義則を重視していることや、売買契約だっと思いますが、相手方に対する情報提供義務の規定が既に入っていたような記憶しています。そういう点でなかなか優れたものだと思っておりました。

これは、ある意味では過渡的な法律ではありますが、これを市場経済や市民社会にアダプトした法律にするために、ベトナム側でも苦労され、日本側でも苦労し大きな協力の結果、このようなものができたことに非常な敬意を表します。

日本による法整備支援としては、既にカンボジア民法典の草案ができておりまして、これも日本民法典と比べて、体系的にも、条文の表現もわかりやすいという点でも、かなり進んだものですから、その点も感心していました。加えて今回のお話を伺いまして、問題を残しておられるとしても大変な仕事だったと思い、ある種の知的な感動を覚えながら伺っていたわけです。

さて、これからの問題として一言申し上げたいのですが、今後もベトナムの方々との更なる共同研究が進むということですが、実は日本におきましても、現在、民法典の全面的改正が話題になっております。実質的には、既に関係者がそれをやろうという決心をしておられると新聞に報じられております。時期的に早いので、そのためというわけではなかったでしょうが、既に任意の研究グループがあって、担保法の中間草案が既にできていて、参加者を中心とする研究会が「ジュリスト」に載っていました。最近、契約法の中間の案についての研究会が「ジュリスト」に載っていたことを、皆さんも御承知かと思えます。

それに関連することですが、外国では、有体動産売買に関する国際統一法条約が、既に中国、韓国を含む多くの国で批准され、ベトナムのことは知らないのですが、日本はまだ批准していません。これは、正直に言って、日本の法学者として非常に恥ずかしいと思っていました。幸い、日本の関係当局も、いよいよ批准しなければならないと考え出したようでありまして、大変結構なことだと考えております。中国で民法典の全面改正をしていることは、皆さん御承知のとおりですが、実は、中国は、既にこの条約の中身を参考にした契約法典をつくっておりまして、この点では中国の方が進んだ立法をしているわけです。

債権法については、ヨーロッパで統一法編纂の運動や、契約内容の統一の運動があります。国内法についても、ドイツ民法典の債務法の全面改正が行われ、フランスもついに重い腰を上げて、昨年の9月に債務法の改正案が出されました。

日本においては、かなり前から、法務省民事局長の私的研究会で、日本民法典の現代語化の検討を進め、最近ようやく実って民法典の全面改正が行われたわけですが、あれは言わば過渡的なもので、次の段階で内容的な改正をすることが予定されていると言ってよいものです。民法の多くの制度を根本的に考え直そうという時期にきております。

したがって、皆さんもそういう時期にあることを意識していただいて、現行の日本民法典をそのまま参考にするよりは、更に進んだ民法典を作ることをお考えいただきたいと思えます。そして、中国の契約法典が、ある意味で日本などの法律に先行する進歩的なものになったように、このベトナム民法典も、世界に先駆けてできたすごい内容を含んでいる、そのようなものになることを期待するわけです。

ここで、何時も繰り返すことですが、日本の学者としての反省を申し上げたいと思えます。私は公的には法整備支援のために外国に行ったことはないのですが、最近、中国に毎年引き続いて、合計7回ほど行っています。そこでいろいろと質問されて感じたことは、日本の民

法学者、あるいは学者一般もそうですが、日本の法律を与えられたもので、言わば普遍的なものと受け取って、いろいろな制度の説明にそれを使うという傾向が強いことです。しかし、これではいけないのであって、日本法は歴史的な、一つの法律に過ぎません。小さな問題であっても、立法者の立場で基本的に考え直さなければならないのです。そのためには、日本民法が本当にどういうものであるのかを把握しておかなければならない。詳しく言うと、各制度や規定が、どういう利益状況を前提として、どういう価値判断に立って立法されたのかとか—それを知るためには日本民法の立法過程を調べることも必要になります—日本民法が日本の社会において、実際にどういう機能を営んでいるのかといったことが分からなければなりません。私は、ずっと昔、フランスで、日本における契約法について話をするときに、ただ条文や判例を並べるだけでは、フランスと大差がないともいえるので、そもそも日本における契約とはどういうものかということ自身を十分に分かっていないことに気づき、大変困ったことがありました。

したがって、これからの学者の仕事というのは、そういったある意味では基本的なことを十分に研究し、立法のための真の基礎を作ることだと思います。つまり、例えば、債権とは何か、債務とは何か、物権と債権とがそれほどせつ然と区別できるものか、区別すべきものかといったことや、今のようなパンデクテンシステムでいいかどうかといった事柄です。この点は、ベトナム民法典もそうですが、カンボジア民法典も、パンデクテンとは違った体系になっておりますが、日本の学者も関与したものとして立派なことだと思います。こういった根本的なことから十分検討しなければなりませんので、私は、日本の学会が問われていると感じております。以上は私の反省ですが、私は既に年老いていて今後どうするわけにもいきませんが、日本の学者、広く法律家としてそういうことも考えながら進んでいただきたいと思っております。

そういう意味で、ここにいらっしゃるベトナムの方も、中国の方も、私どもにとって、非常に重要な示唆を与えてくださっているといつも感じております。中国の方にもよくお話ししているのですが、今後、法整備支援に当たるために、日本人として何を考えていくべきかを、更に突き詰めていくことが必要だと思います。森脇さんや野村さんがおっしゃった、日本側の態度は非常にいいことですが、更にそれぞれの国の社会の実情や、思想、歴史を尊重するとともに、我々が考えている民法典というものに偏りがいいのかどうか、普遍的でないものを普遍だと思い込んでいるのではないかという反省を絶えず持ちながら仕事を進めていくことが大切だと感じておりますので、一言話させていただきました。

改めて、今日は非常にありがたく伺ったということを申し上げます。

【司会（三澤）】 星野先生、どうもありがとうございました。

【香川】 神戸大学の香川でございます。

リエン次官にお尋ねしたいのですが、せっかくベトナム司法省が法案をつくっても、国会の意思で反発を受けるというお話がございました。ベトナムの国会には500名ほどの国会議員がおりますが、その2割がフルタイムの国会議員、8割がパートタイマーの国会議員ですね。ですから、国会全体が反発するというのではなくて、国会の中にある常任委員会です

か、議長、副議長、その他幾つかの委員会の委員長を含めた13名ほどで構成されるこの常任委員会ではねつけられるという意味でしょうか。

【リエン】 ベトナムの国会は500名の構成員からなっていますが、立法過程は二つの異なった段階に分けられております。

95年に、我々が最初に民法典を制定したときの、いわゆる立法に関する法律によって、政府が法案を最後まで国会に対して答弁する権限が認められたわけです。当時、ベトナムのロック司法省大臣としては、当時の828条からなる民法典の草案を、4週間連続で国会に対して答弁しました。国会が審議して、大きな問題に関しては投票により決定しました。その後、法典のそれぞれの章に対して、国会で投票により意思決定が行われました。

しかし、2005年民法典のときは、立法や法令を制定することに関して新しい法律ができていました。政府が草案を作成して国会の常任委員会に提出すると、その後は、政府には主導権がなくなるわけです。国会の常任委員会がその法案を国会全体に対して提出することになります。そして、国会の常任委員会が関係4機関に対して、国会のいろいろなコメントを受け入れてそれを整理することになります。その四つの機関というのは、国会の常任委員会、国会の審議委員会、司法省、編纂委員会です。編纂委員会は、日本でいうところの政府機関であることも可能だし、また別の機関でも可能です。

法令制定に関する新しい法律によりますと、ある法案を成立させるためには、国会の2回の会議を通さなければなりません。1回目の会議で国会のコメントが集約され、次の国会の会期までにその国会の各代表から受けたコメントなどを受け入れて検討し、整理して次の会期に出すわけです。そのときに、常任委員会が集約されたコメントを説明し、国会の場で審議されます。このコメントとは、500人の代表のすべての意見であり、だれか一人の意見ではないのです。

もし、統一的な見解がない場合には、幾つかの解決策が出されることになります。そして、国会が法案のすべてに対して成立のための表決をする前に、それぞれの解決策に対する表決が行われることになります。つまり、常任委員会というのは、あくまで法律を制定する際の国会の手伝い役としての役割しかなく、何も決定する権限はありません。そして、500人の議員の25%はいわゆる専従国会議員です。そして、この会期の間に国会の代表が、我々とかなり多くの機会を持ち、作業を行っております。これらのコメントには、国会の最後の表決に向けた準備の意味があるわけです。

ですから、やはり国会全体を説得しなければなりません。西洋のようなロビー活動、日本でいう政治家の根回しのような政策はまだ存在していないからです。相手を説得するために、自分の意図を論理的に明確に説明しなければなりません。

【司会（三澤）】 どうもありがとうございました。

時間の関係もございませぬので、リエンさんに対する御質問がございましたら、あと一つ受け付けて休憩に入りたいと思います。

【木棚】 早稲田大学の木棚と申します。私は国際私法をやっておりますので、渉外的要素を持つ民事関係について御質問したいと思います。

この規定は婚姻や家族関係にも適用されるという御説明がございましたが、おそらくそれは760条を言っておられると思うのですが、この760条は、要するに外国人が本国法の適用を主張した場合にそれを考慮するという規定ではないかと思うのですが、そういった場合に、この規定がどのように適用されるのか。とりわけ婚姻の効力や夫婦財産制、あるいは親子関係など、国籍を異にする者が複数関わっており、それに単一の法が適用されないと非常に困る場合に、この規定のみからうまく法の適用ができるのかという点について、どういふ御議論があったのかお教えいただければと思います。

もちろん760条は、直接本国法による場合を規定しているわけではないのですが、無国籍や二重国籍の場合にそういうことを書いてありますので、おそらくそういう場合を前提にした規定なのかなと思いましたが。まず、家族法など他の法に規定があるとすれば、どうなっているのでしょうか。それをお教えいただきたい。この規定によるとすれば、当事者が本国法の適用を主張した場合にのみ、本国法が適用されるように読めるのですが、そうとすれば、これをそういうふう解釈して、婚姻の効力や親子関係等について考えられるのか、この二つでございませう。

【リエン】 760条に関しては、いわゆる基本原則として規定されて、つまり無国籍の者や、外国人で二つ以上の国籍を有する者に対して適用されるわけですが、これは準拠法の規定となっているわけですね。規定を正確に読ませていただくと、「本法典または他のベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が公民である国のその法律を適用することを援引した場合、無国籍の人に対しては、その者が居住する国の法律」になるわけです。それで、そこに居住していない場合には、今度はベトナムの法律を適用することになるわけですが、国籍を二つ以上持っている者は、その者が国籍を有する国、または民事関係が発生する時点において居住している国の二つの要素があるわけです。さらに、その国籍を有する国のいずれにも居住していない場合には、その人が国籍を有する国の法律を適用し、また、いわゆる国民としての権利と義務が最も密着して関係のある国の法律を適用するということです。これを端的に言いますと、準拠法は、国籍と居住という二つの要素を基本にしているというわけです。

【木棚】 私が聞きたかったのは、婚姻や家族関係にこの民法の規定が適用されるというのは、何条についていわれているのかということ。つまり、本国法が適用されることを前提に760条というのがあると思うのですが、その規定が、私が見落としているのかもしれませんが、民法典に見当たらないので、婚姻や家族関係について本国法を適用するための根拠規定を教えてください。

【リエン】 婚姻と家庭関係にも適用されることとなります。「本法典または他の法律文書が」という規定になっている、そういうふうを選択すると書いてありますから。

【木棚】 民法典ではなくて、ほかのいわゆる家族法等にそういう本国法を適用する規定があり、その場合についての規定という意味で、この民法典のこの規定が家族や婚姻に適用されるということをおっしゃったのでしょうか。

【リエン】 はい。そういう意味で、「または他の法律文書」というのは、この民法典とそ

のほかの法律の規定という意味です。

【司会（三澤）】 野村先生，補足等ありましたらお願いします。

【野村】 正確に理解できているかどうか分かりませんが，民法典には婚姻家族法は含まれていないのですね。それは別の法律になっていて，ここの位置付けはおそらく民法に関わるものについての準拠法ということが中心ではないかと思うのですね。ですから，婚姻家族法に別途規定があるのではないかと思います。

【司会（三澤）】 野村先生，どうもありがとうございました。

それでは若干時間も押しておりますので，ここで前半を終了し休憩に入りたいと思います。

【リエン】 皆さん，ありがとうございました。

（ 休 憩 ）

報告

「名古屋大学による法整備支援活動の概要」

杉浦一孝 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長

【司会（三澤）】 それでは後半を始めたいと思います。

後半は二つの大学から法整備支援に関わっておられる先生方をお招きしております。お一人目は名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の杉浦一孝先生でいらっしゃいます。先生からは名古屋大学による法整備支援活動の概要という演題で御報告を頂きます。

名古屋大学は早い段階からアジア諸国の法制度の研究に取り組むとともに，そこで培われたネットワークを生かして法整備事業を実施してこられ，日本で最も盛んに法整備事業を行っている大学の一つでございます。本日はその長である杉浦先生から，その精力的な活動の概要を御紹介いただきます。

では先生，よろしく願いいたします。

【杉浦】 ただいま御紹介にあずかりました名古屋大学の杉浦でございます。

今日は名古屋大学がこれまで取り組んでまいりました法整備支援事業とそれに関する研究活動を御紹介して，今後の御協力をお願いしたいという意味で，限られた時間ではありますが，私たちの活動の概要を説明させていただきたいと思っております。

お手元のレジュメ集のうち18ページから25ページまで（本誌69ページから76ページまで）が私が用意したレジュメでございます。時間が限られている関係上，レジュメを詳細にしましたが，これが私たちが取り組んでいる法整備支援事業のすべてではございません。ウズベキスタンとモンゴルの実例を挙げておきましたが，これはあくまでも私個人が関わっている活動として取り上げさせていただいたのであり，それ以外にベトナムに対する法整備支援事業も行っております。特に，ベトナムの場合は，現在，WTO加盟に向けて国内法整備の課題が提起されておまして，それに対する協力を行っております。

それでは，時間の関係上，幾つか飛ばすところがございますけれども，早速このレジュメに従って紹介させていただきたいと思っております。